

春日部市規則第 60 号

市長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する
規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 18 日

春日部市長

若谷 弘

市長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

市長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成18年規則第61号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の条、項又は号の表示及びそれに対応する改正後の欄の条、項又は号の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の欄の条、項又は号を当該改正後の欄の条、項又は号とする。
- (2) 次の表中、改正前の欄の条又は項に対応する改正後の欄の条又は項が存在しない場合にあっては、当該改正前の欄の条又は項を削る。
- (3) 次の表中、改正後の欄の条、項又は号に対応する改正前の欄の条、項又は号が存在しない場合にあっては、当該改正後の欄の条、項又は号を加える。
- (4) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
<u>春日部市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則</u> （趣旨） 第1条 この規則は、<u>春日部市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成18年条例第45号。以下「条例」という。）の施行</u>に関し、<u>必要な事項を定めるものとする。</u> 2 市長の所管する手続等を、条例第3条から第6条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の条例等に特別の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。 3 市長の所管する手続等（条例第3条から第6条までの規定を受けるものを除く。）を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の条例等に特別の定めのある場合を除くほか、条例及びこの規則の規定の例による。 （定義） 第2条 この規則において使用する用語は、次項に定めるものを除き、条例において使用する用語の例による。	<u>市長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則</u> （趣旨） 第1条 市長の所管する手続等に関し、<u>電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合においては、他の規則に特別の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。</u> （定義） 第2条 この規則において、<u>「法令」、「条例等」、「市の機関」、「書面等」、「電磁的記録」、「申請等」、「処分通知等」、「縦覧等」、「作成等」又は「手続</u>

2

(1) 市長等 市長又はこれに置かれる機関、これらの機関の職員であって法令又は条例等により独立に権限を行使することを認められたもの及び市が設置する公の施設を管理する地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者

(2) 電子署名 次に掲げるものをいう。

ア 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名

イ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

ウ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

(3) 電子証明書 申請等をする者又は市長等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

(申請等に係る電子情報処理組織)

第3条 条例第3条第1項に規定する規則で定める電子情報処理組織は、市長等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機であって当該市長等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものと電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

等」とは、それぞれ春日部市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年条例第45号。以下「条例」という。）第2条第1号から第3号まで、第5号又は第7号から第12号までに規定する法令、条例等、市の機関、書面等、電磁的記録、申請等、処分通知等、縦覧等、作成等又は手続等をいう。

2

(1) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。

(2) 電子証明書 申請等をする者又は市の機関が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

(利用者への周知)

第3条 市長は、市長又はこれに置かれる機関（以下「市長等」という。）がこの規則の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について、あらかじめ手続の名称、根拠となる法令、条例等の名称及び条項を、インターネットその他の方法により周知するものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第4条 条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等をする者は、市長の定めるところにより、次の各号に掲げる事項を、前条の申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

- (1) 申請等につき規定した条例等の規定において書面等に記載すべきこととされている事項
- (2) 当該申請等を書面等により行うときに条例等の規定に基づき添付すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又は記載すべき若しくは記録すべき事項（前号に掲げる事項を除く。）

2 市長が電子署名を要することとしている申請等をする者は、入力する事項に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを市長等の使用にかかる電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。ただし、市長の定める方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずるとき、又は市長等が申請等をする場合において市長の定める情報処理システムを使用して行うときは、この限りでない。

(2) 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書

(3) (略)

(4) 前3号に規定するもののほか、市長が定める電子証明書

(電子情報処理組織による申請等)

第4条 電子情報処理組織（条例第3条第1項の電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用して申請等をする者は、当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項その他市長が必要と認める事項を、市長の定めるところにより、申請等をする者の使用に係る電子計算機であって次に掲げる機能を有するものから入力して行わなければならない。

- (1) 市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する機能
- (2) 市長等の使用に係る電子計算機と通信する機能

2 前項の申請等をする者は、入力する事項に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを市長等の使用にかかる電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。ただし、市長の定める方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずるとき、又は市の機関が申請等をする場合において市長の定める情報処理システムを使用して行うときは、この限りでない。

(2) (略)

(3) 前2号に規定するもののほか、市長が定める電子証明書

4 第1項の申請等をする者は、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべき書面等に記載すべきこととされている事項を、市長の定めるところにより、申請等をする者の使用に係る電子計算機であって第1項各号に掲げる機能を有するものから入力し、又は当該書面等を提出しなければならない。

5 市長等は、第1項の申請等に際して、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべき

こととされている書面等について、市長の定めるところにより、当該書面等の提出を省略させることができる。

4 数通の同一内容の書面等の提出を必要とする申請等について、第1項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等が行われた場合には、当該申請等に必要な数の書面等が提出されたものとみなす。

(情報通信技術による手数料の納付)

第5条 条例第3条第5項に規定する情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものは、前条第1項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合)

第6条 条例第3条第6項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると市長等が認める場合

(2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると市長等が認める場合

(処分通知等に係る電子情報処理組織)

第7条 条例第4条第1項に規定する規則で定める電子情報処理組織は、市長等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって当該市長等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第8条 市長等は、条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、市長の定めるところにより、市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

2 市長等は、前項の規定により処分通知等を行う場合は、当該事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて記録しなければならない。ただし、市の機関等

6 数通の同一の書面等の提出を必要とする申請等について、第1項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等が行われた場合には、当該申請等に必要な数の書面等が提出されたものとみなす。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第5条 市長等は、電子情報処理組織(条例第4条第1項の電子情報処理組織をいう。)を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、市長の定めるところにより、市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

2 市長等は、前項の規定により処分通知等を行う場合は、当該事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて記録しなければならない。ただし、市の機関に

に対して処分通知等を行う場合において、市長の定める情報処理システムを使用して行うときは、この限りでない。

3 条例第4条第1項ただし書に規定する規則で定める方式は、次の各号のいずれかの方式とする。

- (1) 前条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の市長の定めるところによる届出
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が定める方式

4 条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、第2項に規定する措置とする。

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合)

第9条 条例第4条第5項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると市長等が認める場合
- (2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものと市長等が認める場合

(電磁的記録による縦覧等)

第10条 市長等は、条例第5条第1項の規定によ

り電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用して縦覧等にする方法、当該縦覧等を行う市長等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第11条 市長等は、条例第6条第1項の規定によ

り電磁的記録の作成等を行うときは、当該事項を市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により行うものとする。

に対して処分通知等を行う場合において、市長の定める情報処理システムを使用して行うときは、この限りでない。

3 条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、前項に規定する措置とする。

(電磁的記録による縦覧等)

第6条 市長等は、電磁的記録に記録されている

事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用して縦覧等にする方法、市長に置かれる機関の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第7条 市長等は、電磁的記録の作成等を行うと

きは、当該事項を市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもって調製する方法により行うものとする。

(添付書面等の省略)

第12条 条例第9条に規定する規則で定める書面等は、別表の左欄に掲げるとおりとし、同条の規則で定める措置は、同表の左欄に掲げる書面等毎にそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

(公表の方法)

第13条 市長は、条例第10条の規定により公表する場合には、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる手続等について、市長等が必要と認める事項をインターネットの利用その他の方法により明らかにするものとする。

(適用除外)

第8条 条例第7条第2項の規定により、別表の左欄に掲げる規則の同表の中欄に掲げる規定に基づく手続等については、それぞれ同表の右欄に定める条例の規定は、適用しない。

(5) 別表を次のように改める。

別表（第 1 2 条関係）

書面等	措置
1 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書	次のいずれかに掲げる措置 (1) 電子情報処理組織を使用する方法により行う、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条第1項に規定する署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される同法第2条第1項に規定する電子署名が行われた情報の市長等への提供 (2) 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の市長等への提供 (3) 個人番号カードの市長等への提示
2 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項に規定する戸籍謄本等、同法第12条の2に規定する除籍謄本等又は同法第120条第1項に規定する戸籍証明書若しくは除籍証明書	電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、戸籍法第120条の3第2項に規定する戸籍電子証明書提供用識別符号又は除籍電子証明書提供用識別符号の市長等への提供
3 不動産登記法（平成16年法律第123号）第119条第1項に規定する登記事項証明書	電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、市長等に電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成11年法律第226号）第2条第1項に規定する登記情報の送信を同法第3条第2項に規定する指定法人から受けさせるために必要なものとして当該指定法人から取得した符号その他の情報の当該市長等への提供
4 商業登記法第10条第1項（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する登記事項証明書	次のいずれかに掲げる措置 (1) 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、次のいずれかに掲げる事項の市長等への提供 ア 商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地 イ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号 (2) 第2項の項右欄に掲げる措置 (3) 電子情報処理組織を使用する方法により行う、商業登記法第12条の2第1項及び第3項（これらの規定を他の法令において準用する場合を含む。）の規定による証明及び当該証明により確認される電子署名及び認証業務に関する法律第2条第1項に規定する電子署名が行われた情報の市長等への提供
5 商業登記法第12条第1項（他の法令において準用する場合を含む。）の印鑑の証明書	前項右欄第3号に掲げる措置
6 市長が作成する印鑑に関する証明書	第1項右欄第1号に掲げる措置

附 則

この規則は、令和9年1月1日から施行する。